

英文投薬証明書

Q：修学旅行で海外に行くことになり、服薬中の場合、携帯する薬の英文証明書を持って行くように言われました。どうすればいいのですか？

A：かかりつけの主治医に依頼して、薬剤を服用中であることを証明する英文証明書を書いてもらいましょう。

Q：喘息で吸入薬を持って行きますが、大丈夫ですか？

A：普段服用している薬を必要分持参することには問題はありませんが、手荷物検査などで英文証明書があるとスムーズに対応出来ます。喘息などの場合、現地で急に発作などが起こった場合に主治医からの英文証明書があれば迅速な対応ができます。

海外旅行に出かける時の服用薬は、一般に入国審査では特に問題となることはありませんが、最近ではテロ対策などにより、手荷物検査等が厳しくなっています。万が一どんな薬なのか説明を求められた場合、服用中の薬について英文で書かれた証明書があると、治療上必要があって服薬中であることが証明出来ます。また現地で急に医療機関にかからなければならないときも、英文の証明書があればスムーズな対応ができます。

次ページに証明書の記載例を示しますが、服用中の薬剤の名称は、添付文書中の「有効成分に関する理化学的知見」に記載された英語の一般名を記載します。連絡先として、電話番号の他に電子メールアドレスやファックス番号を記載しておいたほうがいいでしょう。

一般的に海外旅行等の短期の渡航に関しては、「処方せんの写し」や「英文の薬剤証明書」など、自己の疾患治療のための薬剤を携帯する必要があることを証明する書類であればよいので、現在服用している薬の薬剤名（一般名）、剤型、含有量、数量、疾患名等が明記されていることが必要です。また、英文診断書とその類似書類（薬剤証明書等）は公文書なので、日付、本文、それに署名が必要です。

実際に注意を要するのは向精神薬と麻薬であり、かぜ薬、頭痛薬や下痢止めなど、普段服用している医薬品を必要最小限持参することに問題はありません。向精神薬の書類所持の義務については個々の薬剤により総量上限があり（北海道薬剤師会ホームページ <http://www.doyaku.or.jp/soudanshitu/15.pdf>参照）、可能なかぎり医師が発行した英文の証明書を持参すれば、出入国時の無用なトラブルも避けられます。

一方、営利目的と勘違いされるような大量の医薬品の持ち込みや、その国で使用が禁止されている医薬品、あるいは管理の厳しい医薬品（麻薬、睡眠薬等）が各国の法律により異なるため、あらかじめ入国先の在日大使館で確認すると確実です。

(記載例)

(薬局名) ○○○ PHARMACY
Address: (住 所), (郵便番号), JAPAN

Medicine Certificate

(日付) 25 May, 2007

To whom it may concern:

This is to certify that the medicine(s) (患者名) carries with his (her) is (are) solely for his (her) personal use during his (her) trip in (国名) , and is (are) not for sale or other purposes.

Those medicines that I prepared contain no narcotics.

Medicine List

- (1) Acetaminophen(300mg)3times after each meal × 4 days (成分名及び薬剤量)
- (2) Loperamide(1mg) twice after breakfast and dinner × 4 days
- (3) Triazolam(0.125mg) before sleep × 4 days
- (4) Procatерol inhalor in case of wheezing, 1 puff up to 4 times per day

I hereby certify that the medicine(s) mentioned in this document has (have) been supplied on prescription and under a doctor's supervision to (患者名) for (病名または症状) for the sole purpose of maintaining health and well-being.

If you need further information about this client, please contact (薬剤師名)
via E-MAIL (メールアドレス) ,

FAX (81・市外局番からの FAX 番号、最初の 0 はつけない) or

TEL(81・市外局番からの電話番号、最初の 0 はつけない)

Sincerely,

薬剤師の署名 (手書きのサイン)

北海道の総領事館

在札幌アメリカ合衆国総領事館 〒064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目 電話：011-641-1115～7
在札幌大韓民国総領事館 〒064-0823 札幌市中央区北3条西21丁目9-1 電話：011-621-0288～9
在札幌ロシア連邦総領事館 〒064-0914 札幌市中央区南14条西12丁目826 電話：011-561-3171～2
在札幌ロシア連邦総領事館 函館支部 〒040-0054 函館市元町14-1 電話：0138-24-8201
中華人民共和国駐札幌総領事館 〒064-0913 札幌市中央区南13条西23丁目15 電話：011-563-5563
在札幌オーストラリア領事館 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目2番地 札幌センタービル17階 電話：011-242-4381

【参考文献】

- (1) 木戸友幸, 治療, Vol.88, No.9, p.2275
- (2) くまもとDIニュース, No.309(2006.5), p.8
- (3) 薬事情報室だより, 茨城県薬会報, No.83(2006.1), p.1
- (4) 北海道ホームページ: http://www.nrc.or.jp/index/kaigai/kaigai_2.html